

計画(素案)の概要

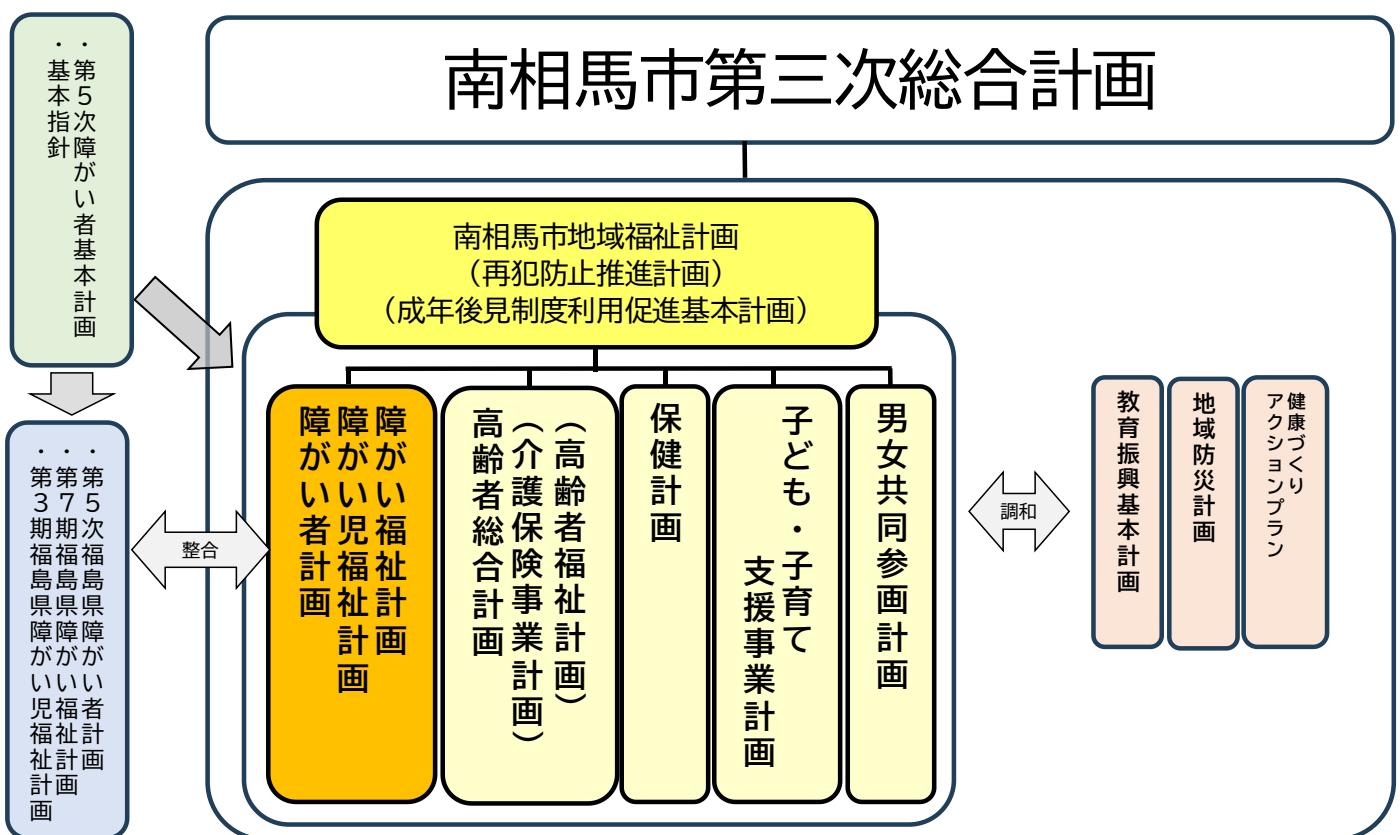
南相馬市 第7期障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方（素案P3～）

◆計画策定の背景と趣旨

本市では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、国の制度改正、障がいのある人の震災後の生活や置かれている環境と社会経済情勢の変化等を踏まえて、障がい者施策の推進を計画的に図ってきました。このたび、現計画の計画期間が終了となることから、当該計画を見直し、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする新たな「第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。



- 障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定める計画です。
 - 障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（子ども家庭庁・厚生労働省告示）に即して定めるものです。
 - 障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい児福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（子ども家庭庁・厚生労働省告示）に即して定めるものです。

◆計画の期間

令和6年度から令和8年度

◆計画の策定体制

計画策定にあたっては、障害者総合支援法第88条9項及び児童福祉法第33条の20第9項において、「市町村障害（児）福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ協議会の意見を聴くように努めなければならない。」と規定されていることから、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めました。

●南相馬市

南相馬市は本計画の決定機関として、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の提案を尊重し、庁議において計画を決定します。また、担当課は計画策定全般にわたる事務局機能及び庁内調整を行います。

●南相馬市・飯館村地域自立支援協議会

南相馬市・飯館村地域自立支援協議会は、計画を協議する機関であり、相談支援、保健医療、教育、就労支援、権利擁護等の各関係機関で構成します。

●市民、地域団体関係機関 など

市民、地域団体、関係機関は、計画を推進する主体者として、アンケートやパブリックコメントを通じた計画全般への意見を提言し、計画策定及び計画推進に積極的に関与していただきます。

◆アンケート調査

- ・調査期間：令和5年5月26日（金）～令和5年6月13日（火）

※集計処理にあたっては、6月29日（木）着分の調査票まで含めています

- ・調査対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方、

障がい（児）福祉サービス利用者、難病の方 2,000人

- ・回収結果：有効回収数 1,102人（有効回収率 55.1%）

◆関係団体ヒアリング調査

- ・グループインタビュー実施日：令和5年6月26日（月）14:00～

- ・対象団体：16団体

◆グループインタビューへの参加（6団体）

あいネット「歩の会」、音訳ボランティアこだまの会、家族会あおい麦、

高次脳機能しうがい友の会「ひめさゆりの会」、

全国パーキンソン病友の会 福島県支部 相双方部会、南相馬市身体障がい者福祉会

◆郵送での回答（10団体）

南相馬市福祉事業所連絡協議会、福島県自閉症協会相双分会、

障がい児者ひまわりの会、しゃべり場 つぼみの会、南相馬手話サークル耳通口、

公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会 相双方部、いち・に・さん・の会、

パソコン要約筆記 南相馬 かきつばた、おひさまクラブ、相双地域腎友会

- ・調査内容：「団体の対象者」「会員の人数、新規加入者、退会者」「団体の活動頻度」

「団体の活動内容」「地域生活に必要なこと」「他の団体等との連携・協力」

「団体の活動における問題点や課題」「障がい児・者支援で必要なこと」「災害対策」

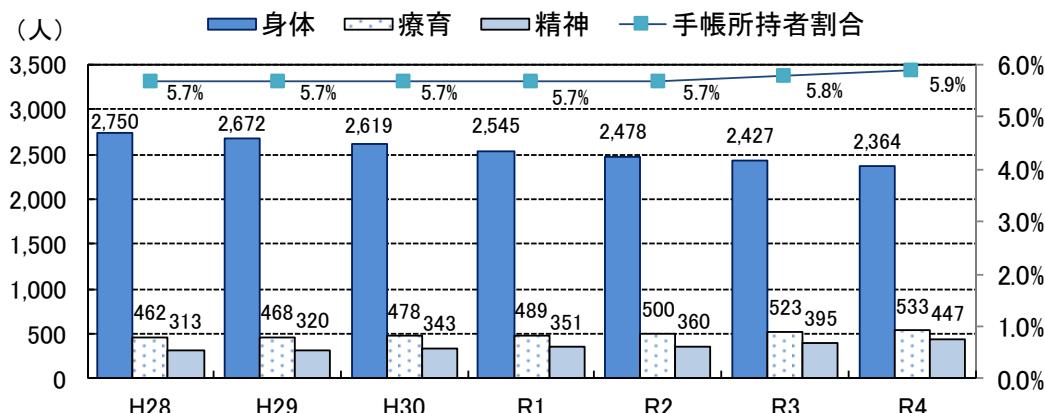
「南相馬市への要望」

第2章 障がい者をとりまく現状（素案 P15～）

1 障がい者等の推移（素案 P15～）

○人口・世帯数、障害児者手帳所持者数の推移

市内の人口減、世帯数増、手帳所持者割合の増加



2 障がい福祉に関するアンケート調査結果（素案 P26～）

○権利擁護について

課題：市民への理解促進や福祉教育の充実、合理的配慮の提供や成年後見制度の認知度向上

○障がい福祉サービスについて

課題：サービスを利用しやすい体制づくり、総合的な相談支援体制の充実やわかりやすい情報提供

○療育・保育・教育について

課題：教育機関との連携、一人ひとりの状況に応じた細やかな支援の充実

○地域生活について

課題：経済的支援の拡充や医療機関の充実、日中活動場所の整備や事業の周知

○保健・医療サービスについて

課題：健康診断・各種がん検診等の充実、気軽に相談できる体制整備・関係機関との連携

○就労について

課題：職場での理解促進、それぞれの状況に応じた就労先の確保や就労定着

○市内の生活環境について

課題：施設整備の推進やインフラ整備

○災害時の避難について

課題：災害時の不安の払拭、障がい者が安心して避難生活を送れる体制の構築

3 関係団体アンケート調査結果（素案 P42～）

○地域生活への移行について

地域で生活する条件として必要だと思うことは、「地域住民の理解」「外出しやすい生活環境」「相談相手や相談機関の充実」、「近くに通える施設や福祉的就労の確保」

○他の団体等との連携・協力について

主な意見：関係団体や関係機関との連携を求める団体に対しての支援

○活動の問題点や課題

主な意見：保護者・本人の高齢化、地域に根付いた活動、活動に対する助成

○障がい者（児）支援として、特に必要なこと

主な意見：障害が重くても地域で暮らせる支援体制、障がい者への理解促進、居場所づくり、歩道・道路の細かな点検整備

4 現計画の総括（現状と課題）（素案P44～）

（1）権利擁護・人権擁護の推進

- ・「障害者差別解消地域協議会」の設置や、合理的配慮の提供に関する事例集の作成、研修会の実施等に取り組んできたが、認知度は不十分のため、継続した取り組みが必要。
- ・人権を尊重する権利擁護の視点から、虐待防止や成年後見利用促進に関する取組が必要。

（2）障がいのある人への支援の充実

- ・基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の構築に取り組んできたが、相談内容の多様化・複合化に対応するため、更なる相談支援体制の充実・強化が必要。
- ・障がい福祉サービスの利用者は増加傾向にあり、個々の状況や地域の実情に応じたサービスの提供体制の整備とサービスの必要量の確保を図ることが必要。

（3）障がいのある子どもへの支援の充実

- ・発達に支援が必要な子どもへのライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援やインクルーシブ教育の推進等の検討をするため、新たに「こども発達支援部会」を設置したが、ライフステージの変わり目における切れ目のない支援は、継続的な課題となっている。
- ・人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が必要な医療的ケア児の支援について、医療的ケア児等コーディネーターを2名配置し、支援体制の構築を行ってきたが、更なる連携体制の強化に取り組むことが必要。

（4）地域における支援体制の充実

- ・緊急時の受け入れの確保策として、障がい者グループホーム施設整備事業費補助事業の実施や、看護師等修学資金貸付制度の拡充等により福祉を担う人材の確保に取り組んだが、人材不足・人材育成は継続した課題となっている。
- ・日中支援型グループホームを加えた、地域生活支援拠点等の整備を進め、障がいのある人の高齢化・重度化を見据えた支援体制の充実・強化に取り組むことが必要。

（5）保健・医療サービスの充実

- ・障がいのある方でも安心して健（検）診等が受けられるよう、体制の充実に取り組むことが必要。

（6）社会参加の促進と自立への支援

- ・障がいがあっても働く意欲のある方が、その能力を発揮できるよう、障がいのある方の就労支援のための「就労支援事業所ガイドブック」の作成や、「障がい者と企業をつなぐ意見交換会」の開催等をしたが、障がい者の就労支援は、継続して取り組むことが必要。
- ・社会参加や地域交流を促進するために、サウンドテーブルテニス等の障がい者スポーツについて、普及促進を図ることが必要。

（7）安心して暮らせる生活環境づくりの推進

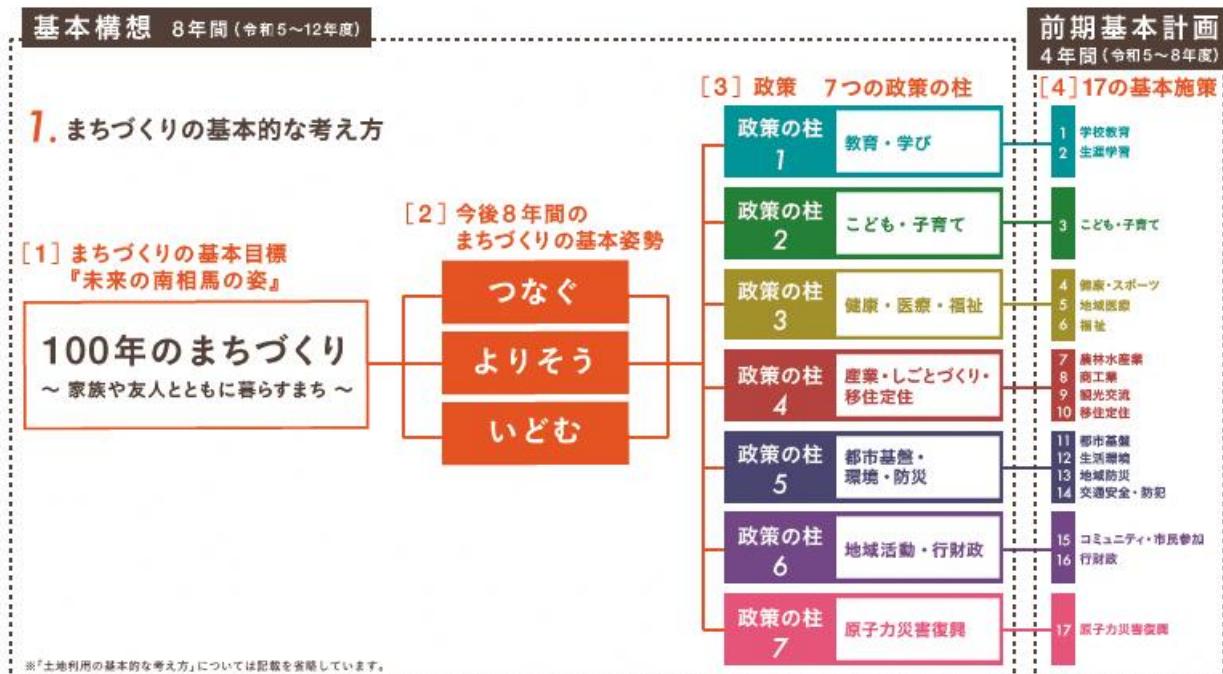
- ・災害時の避難に不安を抱える障がいのある方の防災に対する支援のため、福祉専門職の支援による個別避難計画作成に取り組んだが、今後も継続した取り組みが必要。
- ・障がい特性に応じたコミュニケーションができるよう、「手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例」を施行し、市長記者会見の手話通訳や、要約筆記講習会等の実施により、多様なコミュニケーション手段の普及に取り組んだが、障がいのある人が円滑に情報を得られるよう、情報アクセシビリティの向上への取り組みが必要。

第3章 計画の基本理念と体系（素案 P49～）

◇総合計画との関係等

市では令和5年度を始期とする「南相馬市第三次総合計画」（以下「第三次総合計画」という。）を策定し、未来の南相馬市の姿である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、今後8年間で、市民が震災と原発事故からの復興・再生を実感できることを目指します。

本計画は市の最上位計画である第三次総合計画の実現に向けた、障がい分野の計画に位置付けられ、第三次総合計画に掲げた「目指す姿」や「各施策」等に準拠し、今後3年間で目指す姿や目標をより詳細に策定します。



障がい分野においては、「まちづくりの基本姿勢」である「つなぐ」「よりそう」「いどむ」を以下のとおり実践します。

つなぐ：差別の防止や理解促進を啓発しながら、他分野多職種と連携した支援体制を構築することにより、障がいのある人が自ら望む生活ができるまちづくりを推進し、次世代へつないでいきます。

よりそう：障がいのある人が地域で安心して生活するために、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築や相談支援体制の充実を進め、障がいのある人やそのご家族によりそいます。

いどむ：障がい者の就労支援や、文化芸術活動等への参加を推進し、障がいのある人が障がいのない人と同様にその能力を発揮し、社会に参加することができる共生社会の実現にいどみます。

◇計画の基本理念

**誰もが健康で安心して暮らすことができるまちづくり
～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～**

本計画の基本理念は、「南相馬市第三次総合計画 前期基本計画」の「政策の柱3 健康・医療・福祉」分野の目指す姿である「誰もが健康で安心して暮らすことができるまちづくり」とします。

さらに、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、個人として尊重され、相互に思いやりの心でつながり、支え合うような社会になってほしいとの願いから、「～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～」というサブタイトルについて、現計画から踏襲し、設定します。

◇計画の基本目標

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の5点を掲げます。

100年のまちづくり ～家族や友人とともに暮らすまち～

誰もが健康で安心して暮らすことができるまちづくり
～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～

基本目標1 障がいの理解の推進

障がいを理由とする差別や偏見の解消に努めながら、地域のなかで住民との交流を図り、障がいのある人への理解の醸成に取り組みます。

基本目標2 地域生活への支援

障がいのある人の個性や特性が市民に理解され、障がいのある人が地域の中で生活するために、支援体制の充実に取り組みます。

基本目標3 自立した生活への支援

自ら決定し、選択できる生活を支える上で必要となる支援の仕組みを構築するとともに、安定した生活を送れるよう、医療や教育・療育機関と連携した支援が提供できるよう取り組みます。

基本目標4 社会参加の促進（ノーマライゼーション）

障がいのある人が自立した生活を送れるよう、雇用の場の確保、就労の定着に向けた支援やスポーツ・レクリエーション・文化活動の充実に取り組みます。

基本目標5 安全・安心な生活環境の推進

バリアフリーのさらなる推進により、安全・安心した生活が送れるようなまちづくりや、居住の場の提供の支援の取り組み等とともに、平常時からの情報提供の充実を強化し、防犯・防災対策を進めていきます。

〈まちづくりの基本姿勢〉

つなぐ

よりそう

いどむ

第4章 障がい者計画の施策の展開（素案 P59～）

障害者基本法に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な計画として、本市の障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定めました。

◇基本施策の展開

基本目標の実現のため、各種施策を下のとおり展開します。

1 権利擁護・人権擁護の推進

- (1) 障がいのある人に対する市民の理解促進・福祉教育の充実（変更）
 - ・福祉教育の充実等について追加
- (2) 障がい者差別の解消、合理的配慮の推進（変更）
 - ・差別解消に係る事例共有、関係機関の連携、合理的配慮の普及啓発等について協議を行う障害者差別解消地域協議会の機能強化について追加
- (3) 障がい者への虐待防止施策の充実（変更）
 - ・強度行動障がい者への支援体制整備等を追加
- (4) 障がい者の権利擁護施策の充実（変更）
 - ・権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域連携ネットワーク構築の機能を担う中核機関の整備について追加

2 障がいのある人への支援の充実

- (1) 障がいのある人への支援施策の普及
- (2) 相談体制の充実（変更）
 - ・障がい者の自己決定を尊重するため、意思決定支援ガイドラインについて追加
- (3) 日常生活を支えるサービスの充実
- (4) 発達障がい者への支援
- (5) 障がいのある人の高齢化への対応

3 障がいのある子どもへの支援の充実

- (1) 障がいのある子どもへの支援
- (2) 障がいのある子どもの親への支援
- (3) 切れ目のない支援体制の構築
- (4) 保健・保育・教育・医療との連携
- (5) 発達障がい児への支援
- (6) 医療的ケア児への支援（新規）
 - ・人工呼吸器による呼吸管理等の医療行為が必要な医療的ケア児の支援について、取り組みを具体的に進めるため、新たに施策として追加しました。

4 地域における支援体制の充実

- (1) 地域自立支援協議会の運営の強化
- (2) 関係団体との連携強化・充実（変更）
 - ・地域における自発的な取組み支援について追加
- (3) 福祉を担う人材の確保・養成（変更）
 - ・障がいのある方のニーズに応じた良質なサービスが選択できるよう取り組みについて追加
- (4) 地域移行・地域定着支援の充実
- (5) 地域生活支援拠点等の整備（変更）
 - ・緊急時の受け入れ体制の強化について追加

5 保健・医療サービスの充実

- (1) 健康づくりの推進（変更）
 - ・障がいのある方の健（検）診受診率の向上について追加
- (2) 医療サービスの充実
- (3) こころの健康づくりの推進

6 社会参加の促進と自立への支援

- (1) 障がいのある人の雇用（就労）の場の確保
- (2) 就労定着に向けた支援
- (3) スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実（変更）
 - ・施設の条件整備の充実等について追加

7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

- (1) やさしいまちづくりの推進
- (2) 障がいのある人の生活の場の確保
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 災害対策
- (5) 非常時における業務継続への支援（新規）
 - ・障がい福祉サービス事業所等の非常時における対策や支援について追加しました。
- (6) 情報アクセシビリティの向上（新規）
 - ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいのある人が円滑に必要な情報にアクセスすることができるよう、施策を追加

第5章 障がい福祉計画の事業の展開（素案 P97～）

障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画として、国の定める基本指針に即して、成果目標やサービス見込み量等を定めました。

◇成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○地域生活移行者：目標数 6 人、施設入所者削減 5 人

【国の目標】地域生活移行者の増加：令和 4 年度末時点の施設入所者の 6%以上を地域生活へ移行
施設入所者数の削減：令和 4 年度末時点の施設入所者の 5%以上を削減
(令和 4 年度末時点の入所者：89 人)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○市において保健・医療・福祉関係者による協議の場を年 1 回、参加者数 20 人を見込んで開催

(3) 地域生活支援の充実

○地域生活支援拠点等の整備か所数：1 か所

○地域生活支援拠点等の検証・検討回数：年 2 回

○コーディネーターの配置人数：1 人

○強度行動障害を有する者に対する支援体制の有無：有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

○福祉施設を退所し一般就労する者の数：6 人

【国の目標】令和 3 年度実績の 1.28 倍以上（令和 3 年度実績：4 人）

○就労移行支援事業を利用し一般就労する者の数：4 人

【国の目標】令和 3 年度実績の 1.31 倍以上（令和 3 年度実績：3 人）

○就労移行支援事業利用修了者に占める

一般就労移行者が 5 割以上になる就労移行支援事業所数：1 か所

○就労継続支援 A 型事業を利用し一般就労する者の数：1 人

○就労継続支援 B 型事業を利用し一般就労する者の数：1 人

○就労定着支援事業を利用し一般就労する者の数：1 人

○就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所：1 か所

(5) 相談支援体制の充実・強化等

○基幹相談支援センターの設置有無：有

○相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数：年 140 回

○地域の相談支援事業者的人材育成の支援：年 50 件

○地域の相談機関との連携強化の取組の実施：年 6 回

○個別事例の支援内容の検証の実施回数：年 24 回

○主任相談支援専門員の配置人数：1 人

○協議会における相談支援事業所の参画による事例の検討の実施回数：年 1 回

○協議会における参加事業者・機関数：20 か所

○協議会の専門部会の設置数：6 回

○協議会の専門部会の実施回数：年 30 回

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加目標値：15 人

○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制：年 1 回実施

◇自立支援給付事業の推進（案 P106～）

国で事業内容が決められている「自立支援給付事業」の各サービスについて、第6期計画の実績等を基に、必要見込量とその確保策を定めました。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 訪問系サービス | (2) 日中活動系サービス |
| (3) 居住系サービス | (4) 相談支援 |

◇地域生活支援事業の実施（案 P120～）

市が地域の実情を勘案して事業の内容を定めている「地域生活支援事業」の各サービスについて、第6期計画の実績等を基に、必要見込量とその確保策を定めました。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | (2) 自発的活動支援事業（新規） |
| (3) 相談支援事業 | (4) 成年後見制度利用支援事業 |
| (5) コミュニケーション支援事業 | (6) 日常生活用具給付等事業 |
| (7) 移動支援事業 | (8) 地域活動支援センター機能強化事業 |
| (9) 訪問入浴サービス事業 | (10) 日中一時支援事業 |
| (11) 社会参加促進事業 | (12) 発達障がい者等に対する支援 |

第6章 障がい児福祉計画の事業の展開（素案 P137～）

児童福祉法に基づく障がい福祉計画として、国の定める基本指針に即して、成果目標やサービス見込み量等を定めました。

◇成果目標の設定

- (1) 障がい児支援の提供体制の整備等
- ①児童発達支援センターの整備
 - ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
 - ③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備
 - ④保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置
 - 令和8年度末までに関係機関の協議の場を1か所整備
 - 医療的ケア児等コーディネーターの配置：目標配置数 2人

◇障がい児通所及び障がい児相談の事業の充実

障がいの状況に応じ必要なサービスが提供できるよう、第2期計画の実績等を基に、障がい児通所支援事業や相談支援体制の充実を図るため、必要見込量とその確保策等を定めました。

- (1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
- (2) 障がい児相談支援
- (3) 子ども・子育ての支援等における体制整備